

あなたの役割を果たしていますか？

容器包装リサイクル法

一部でも関わっている事業は？

容器・包装を利用する
中身製造事業者



- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造事業者

容器の製造事業者



- ガラスびん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者

小売・卸売事業者



- 商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者

輸入事業者



- 容器の輸入、容器や包装が付いた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合、など

学校法人、宗教法人、
テイクアウトができる
飲食店など



はい

事業規模は？

製造業等

売上高 **2億4,000万円超** または 従業員 **21人以上**

商業、サービス業

売上高 **7,000万円超** または 従業員 **6人以上**

はい

容器包装の素材は？

ガラスびん

PETボトル

紙

プラスチック

はい

[リサイクル(再商品化)の義務]を負う可能性があります

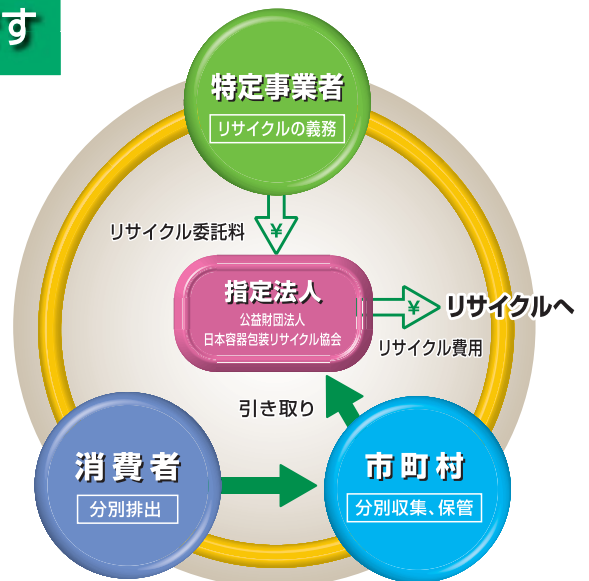
リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつつ、それぞれの役割を分担する——それが、「容器包装リサイクル法」の基本理念です。事業者の役割は、[リサイクル(再商品化)の義務]。リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。リサイクルの委託契約は、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。
主務大臣(※1)からの指導・助言、勧告、公表、命令を経た上で、従わなかった場合には最大100万円の罰金
- 帳簿記載の義務があります。
特定事業者(※2)は帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器について1年ごとに記載し、5年間保存することが義務づけられています。(容リ法第38条)なお、記載形式は自由です。
【推奨記載例:パンフレット「容器包装リサイクル法(経済産業省)」のP14-15
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/youri_0612.pdf】

※1 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。

※2 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



家庭からでるごみの約60%を、容器・包装ごみが占めています(容積比)。ごみを資源に甦らせ、未来の地球を守るために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布(12年4月完全施行)されました。

24年度の再商品化委託申込み受付のご案内

お申込み期間 平成23年12月9日～平成24年2月10日

お申込みに関するお願い

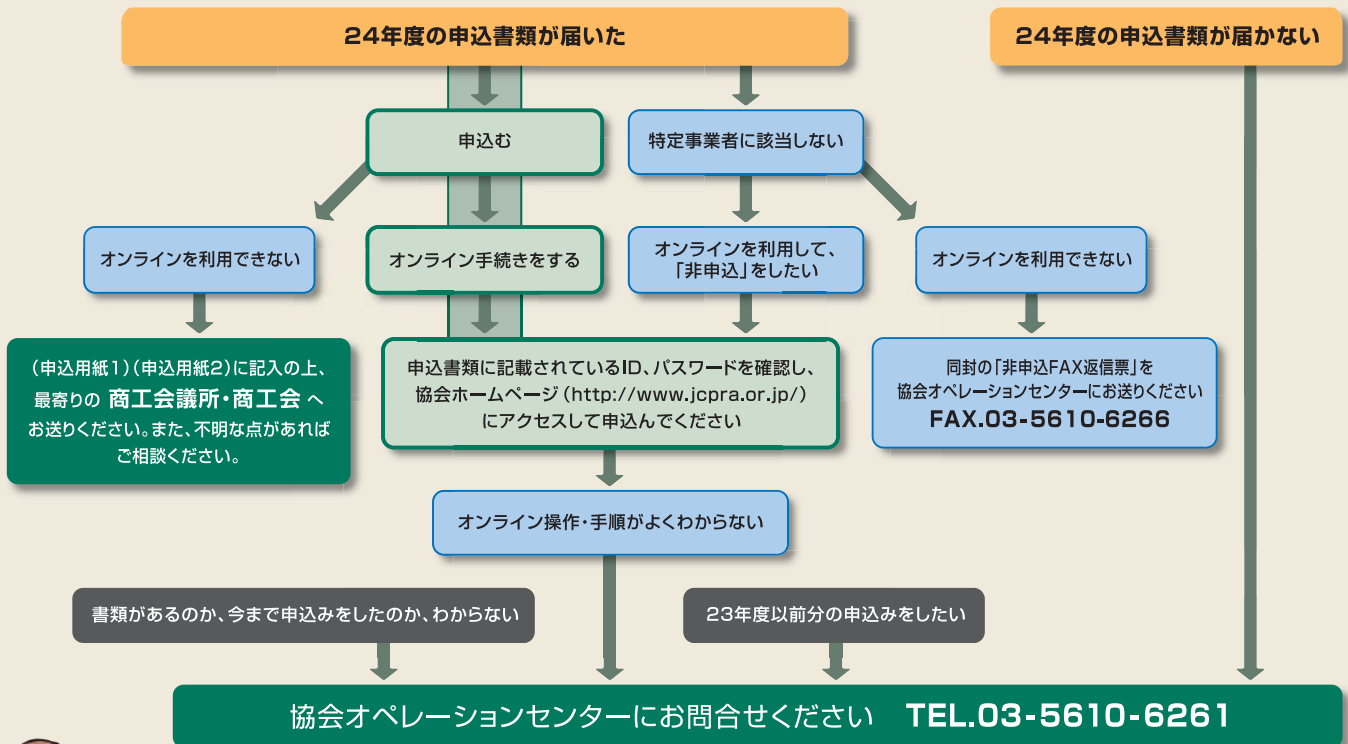
① オンライン申込みに関して

現在、オンラインでお申込みいただいている事業者は全体の43%程度まで増えてきておりますが、更なるご協力をお願いいたします。オンライン申込みは、業務の効率化や資源・経費の削減につながり、再商品化事業に係るコスト削減に寄与することになります。これまで紙ベースで申込みされていた特定事業者の方にはお手順をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

② お間違いのないようお申込みください

最近、申込みの間違いが多くなっております。過年度分の申込み間違いに気が付き、その分の委託費用について返還をいただいても返還することはできません（その年度内の申込みであれば可能です）。再商品化事業は、単年度・単年度で事業が完結され、契約が終了となります。運営上の原則ですので、申込みの際にはお間違いのないよう充分にご注意ください。

お申込み方法・お問合せ先



法律の内容、しくみなどが、よくわからない

協会コールセンターにお問合せください TEL.03-5251-4870
または協会ホームページ (<http://www.jcpra.or.jp/>) をご覧ください

ご注意ください

- 小規模事業者等、非申込みに該当する場合でも、非申込みの手続きをお願いします。
- 受付時間はオペレーションセンター、コールセンターともに9:30～17:30です。（土日祝日、年末年始休業期間を除く）

参加無料

忘れていませんか？リサイクルの義務！ 「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」のご案内

家庭で消費される様々な商品に使われる「容器」や「包装」は、多くの素材で製造されています。そのうち、ガラスびん、PETボトル、紙製およびプラスチック製の容器・包装を利用する“中身商品の製造事業者（食品・清涼飲料・酒類・石けん・塗料・医薬品・化粧品など）”、あるいは“容器そのものの製造事業者”、商品の販売の段階で新たに容器・包装を使用する“卸・小売事業者”、さらには“商品の輸入業者”の皆様には、「容器包装リサイクル法」（平成12年4月完全施行）によって、それら容器包装を再商品化（＝リサイクル）する義務が課せられています。また、義務を怠ると国（環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省）からの指導や法的措置もあるなど、ご留意をいただきたい事項も多くございます。

そこで、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、各地商工会議所との共催で、これら容器包装に関わる事業者の皆様（ただし、同法が規定する小規模事業者は適用外）に、同制度の基礎知識と、リサイクル義務を果たすための事務手続等について、改めてご理解を賜りたく、説明会・個別相談会を開催いたします。商工会議所・商工会の会員・非会員は問いませんので、ご関係の皆様には奮ってご参加をお願いいたします。

なお、「容器包装リサイクル法」は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省の所管です。

- ◎開催時期 平成23年11月～24年2月（開催地・日時については裏面をご参照ください。）
- ◎内 容 ■説明会 ①容器包装リサイクル制度、②リサイクル（再商品化）委託申込手続き等
■個別相談会
- ◎主 催 各地商工会議所（裏面ご参照）・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（共催）
- ◎協 力 日本商工会議所、全国商工会連合会
- ◎後 援 各都道府県商工会議所連合会、各都道府県商工会連合会
- ◎申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、開催日の2週間前までにFAX（番号は裏面に記載の「申込先FAX」ご参照）にてお申込みください。
- ◎問合せ先 参加申込や会場に関するお問合せについては、裏面の各開催地（主催）商工会議所までお願いいたします。

申込先 FAX： _____ ※申込先 FAX 番号は、裏面をご参照ください。

「容器包装リサイクル制度説明会」 参加申込用紙

記入・送信日： _____年____月____日

_____商工会議所主催の「説明会」（_____年____月____日開催）への参加を申し込みます。

事業者名： _____
住 所：（〒____-____） _____
部署・役職： _____ 氏名（フリガナ）： _____
電話： _____-____-____ E-mail： _____
本説明会で確認したいこと、聞きたいこと等がありましたら、次の欄にご記入ください。 _____ _____ _____
_____（注）書ききれない場合は別紙（書式自由）にご記入のうえ添付してください。
個別相談会への参加希望（人数）： 有（____名） ・ 無 _____ ※○印をつけてください。

※ご記入いただいた個人情報は、容器包装リサイクル制度に係る各種連絡・情報提供に利用する場合があります。

容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会 開催一覧

(平成23年10月28日現在)

開催地(主催)商工会議所 (担当部署、問合せ電話番号)	日時 (個別相談会含む)	会場名 (所在地、商工会議所以外の会場の電話番号)	申込先FAX
札幌商工会議所 (部会・産業部、011-231-1374)	平成23年12月12日(月) 13:30～16:30	北海道経済センタービル 8階 Aホール (北海道札幌市中央区北1条西2丁目)	011-231-1078
青森商工会議所 (地域振興課、017-734-1311)	平成23年12月6日(火) 13:30～16:00	ラ・プラス青い森 2階 カメリア (青森市中央1-11-18、TEL:017-734-4371) ※青森市役所のそばです。	017-775-3567
新潟商工会議所 (会員サービス課、025-290-4411)	平成24年1月18日(水) 14:00～16:00	新潟商工会議所中央会館内会議室 (新潟県新潟市中央区上大川前通7)	025-290-4421
長野商工会議所 (指導部、026-227-2428)	平成24年1月26日(木) 14:00～16:30	長野商工会議所 会議室 (長野県長野市七瀬中町276)	026-227-2758
前橋商工会議所 (工業振興課、027-234-5100)	平成24年2月7日(火) 14:00～16:30	前橋商工会議所会館 3階 アネモネ (群馬県前橋市日吉町1-8-1)	027-234-8031
さいたま商工会議所 (会員サービス課、048-838-7700)	平成23年12月14日(水) 14:00～16:30	さいたま商工会議所会館 2階ホール (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15)	048-838-7710
東京商工会議所 (中小企業相談センター、03-3283-7709)	平成23年12月19日(月) 14:00～17:00	東京商工会議所ビル 7階 国際会議場 (東京都千代田区丸の内3-2-2)	03-3283-7988
名古屋商工会議所 (産業振興部、052-223-8603)	平成23年12月21日(水) 14:00～16:00	名古屋商工会議所 5階 ABC 会議室 (愛知県名古屋市中区栄2-10-19)	052-232-5752
津商工会議所 (会員サービス課、059-228-9141)	平成23年12月1日(木) 14:00～16:30	津商工会館 1階 丸之内ホール (三重県津市丸之内29-14)	059-228-7317
福井商工会議所 (産業・地域振興課、0776-33-8252)	平成23年12月9日(金) 13:30～15:30	福井商工会議所ビル 2階 会議室 AB (福井県福井市西木田2-8-1)	0776-36-8588
大津商工会議所 (総務部、077-511-1500)	平成24年1月24日(火) 14:00～16:30	大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 (滋賀県大津市におの浜4-7-7、TEL:077-521-1111)	077-526-0795
大阪商工会議所 (中小企業振興部、06-6944-6472)	平成23年12月22日(木) 14:00～16:30	大阪商工会議所 4階 401号会議室 (大阪府大阪市中央区本町橋2-8)	06-4791-0444
神戸商工会議所 (プロジェクト推進部、078-303-5800)	平成24年1月20日(金) 14:00～16:30	神戸商工会議所会館 (兵庫県神戸市中央区港島中町6-1)	078-303-3003
岡山商工会議所 (中小企業振興部、086-232-2266)	平成23年11月24日(木) 13:30～15:30	岡山商工会議所 4階 405会議室 (岡山県岡山市北区厚生町3-1-15)	086-232-5269
下関商工会議所 (振興部、083-222-3333)	平成24年1月23日(月) 14:00～16:00	下関商工会館 3階 研修室 (山口県下関市南部町21-19)	083-222-4094
松山商工会議所 (地域振興部、089-941-4111)	平成23年12月8日(木) 13:30～16:00	松山商工会館 5階 第三会議室 (愛媛県松山市大手町2-5-7)	089-947-3126
福岡商工会議所 (商工振興本部、092-441-1118)	平成24年1月24日(火) 13:30～16:00	福岡商工会議所 4階 404～405会議室 (福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28)	092-441-1149
熊本商工会議所 (中小企業相談部、096-354-6688)	平成24年1月25日(水) 14:00～16:30	熊本商工会議所 6階 会議室 (熊本県熊本市横紺屋町10)	096-326-8343
大分商工会議所 (経営支援課、097-536-3208)	平成24年1月19日(木) 14:00～16:30	大分商工会議所ビル 5階 中ホール (大分県大分市長浜町3-15-19)	097-536-3143
那覇商工会議所 (企画業務部、098-868-3758)	平成24年1月13日(金) 14:00～16:00	那覇商工会議所 2階 大ホール (沖縄県那覇市久米2-2-10)	098-866-9834

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の連絡先： 総務部 電話：03-5532-8596

※本開催案内発送後の最新情報(開催地追加・会場変更等)については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)でご案内させていただく予定です。

インターネットによる委託申込手続きをお奨めしています

パソコンよりインターネットに接続して委託申込手続きが行えます。初めての方もオンライン画面を開いてみて下さい。ガイダンス通り入力するだけで簡単に手続きを終了できます。

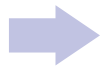
手続きした申込情報は、強固なセキュリティシステムで厳重に管理しておりますので、情報漏洩の心配はありません。

資源の節約と経費の削減にご理解・ご協力をお願いします。

簡単に手続きが行えます



オンライン画面利用で



担当業務にミス無く、申込手続き完了

《オンライン画面表示手順》

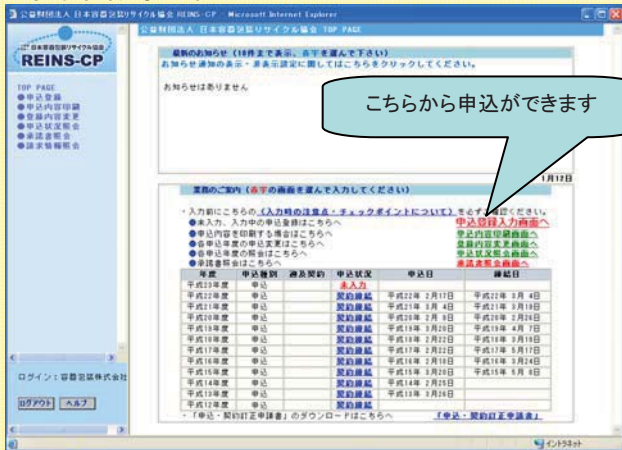
協会ホームページ <http://www.jcpa.or.jp/>



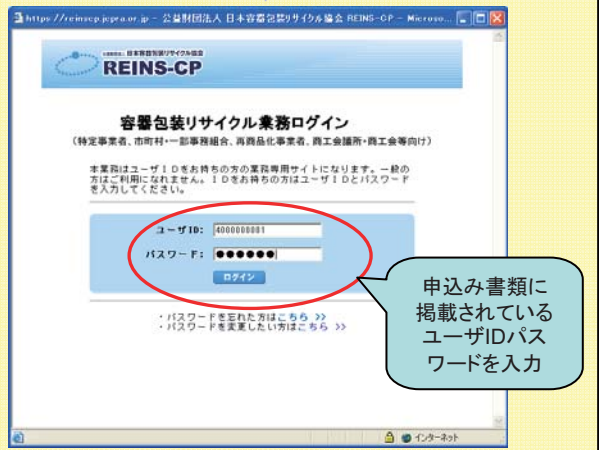
オンライン手続き画面



事業者様専用申込画面



ログイン画面



インターネット手続きによるメリット

《事業者様の利便性向上》

1)より正確に

- ・申込数量をオンライン申込画面に入力することにより再商品化実施委託料金が自動計算されます。
- ・画面で前年度情報を参照しながら申込内容を入力できます。

2)より簡単に

- ・申込書類に署名や捺印をする、といった手間がかかりません。
- ・社内稟議時は申込入力画面を印刷してご利用いただけます(入力途中でも印刷できます)。
- ・修正可能期間中(申込入力完了翌日から契約締結日までの7日間)であれば、いつでも入力内容の変更修正ができます。

3)より安全に

- ・記入済み申込書類の紛失や発送途中における紛失事故を防止できます。
- ・申込登録にあたり、毎年新たにログイン用パスワードを発行しますので、第三者に申込登録情報を見られることはありません。
- ・お支払につきましては、請求書が後日郵送されますので、支払内容・金額をご確認いただけます。
- ・申込登録された個人情報、強固なセキュリティシステムで厳重に管理されています。

4)時間を節約できます

- ・土日・早朝・夜間(7:00~23:00)でもご希望の時間にお申込みいただけます。
- ・事業者基本情報は直近の申込実績内容で表示されるので、あらためて入力する必要がありません。
- ・申込書を送付する必要がありません。
- ・契約締結までの時間が郵送の場合と比べて半分以下で済みます(郵送申込の場合は早くて16日かかりますがオンライン申込の場合は8日で契約締結できます)。

5)申込履歴を閲覧できます

- ・過去年度の申込履歴を確認できます(金額、承諾書の内容など)

《業務の効率化及び環境負荷節減に貢献》

- ・システムで申込内容を自動チェックできますので、内容の確認作業が軽減できます。
- ・業務連絡に電子メールを活用することにより郵送等の業務が減少します。
- ・申込書類紛失など書類管理上のリスクが低減します。また、申込情報を紙保管ではなく電子保管することにより省スペースや省コストにつながります。
- ・紙使用量の削減につながります(オンラインでお申込の場合、申込資料の一部をインターネットで参照でき、従来に比べ1事業者あたり紙を約40%削減)。

何かご不明の点がございましたら、専用のお問い合わせ窓口
「オペレーションセンター 03-5610-6261」までご相談ください。